

質 疑 応 答 書

件 名 ネットワークパソコン賃貸借（その2）

質問事項

1. 納入期日について

指定の契約期間について、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。

2. 契約手続等について

契約書式・契約約款は、「貴市用意のもの」と「リース会社用意のもの」どちらになりますでしょうか。「貴市用意のもの」の場合、契約書式・契約条項を事前にお示しいただけますでしょうか。できましたら、質問回答時にデータ等で提示ください。

3. 契約不適合責任について

受注者（リース会社）が機器購入先から購入できない等の契約不適合及び物件引き渡し後の危険負担責任は、受注者（リース会社）にはない、との認識でよろしいでしょうか。

4. 保守について

「詳細仕様書 3. 納入物品仕様詳細 ①ノート型パソコン 表 3-1 ノート型パソコン仕様詳細」に記載ある「18 保証」を除き、本件には保守は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。

5. 第三者への委任について

リース会社で対応できない業務「機器の設置・設定、機器の保証対応（保守対応）、要提出書類等の作成・提出など」がある場合、その業務を、リース会社の指定業者（メーカーまたはメーカー特約店）に委託することは可能との認識でよろしいでしょうか。

可能な場合、貴市に承諾を得る書面の提出は必要でしょうか。

書面の提出は落札後に提出するとの認識でよろしいでしょうか。

書面はリース会社の任意書式でよろしいでしょうか。

貴市指定書式での提出が必要な場合、当質問回答時に雛形をデータで頂けないでしょうか。

6. 契約保証金について

下記内容の資料提出ができれば、契約保証金を免除して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。

過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことの分かる資料の提出(賃貸借契約書写しの提出)。また、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと判断できる資料の提出(賃貸借料金の入金履歴写しの提出)。

7. 動産総合保険について

動産総合保険は賃貸借期間の経過に応じて保険金が逡減する通常のリース動産総合保険との認識でよろしいでしょうか。

回 答

1. 現在の状況を鑑み、双方の責に帰すことが出来ない事由による遅延のときには、双方協議の上、定めるものとします。

2. 契約書は市の書式となります。契約書式については公開しておりませんが、契約約款については市HPに掲載している「三郷市賃貸借契約約款【固定資産税賃借人負担あり】」になります。

3. お見込みのとおりです。

4. お見込みのとおりです。

5. リース会社の指定業者が機器設置等の作業をすることは問題ありません。必要書類はありません。

6. お見込みのとおりです。市HPに掲載している「契約保証金について」をご確認ください。

また、原則として過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことの分かる資料の提出(賃貸借契約書写し2部の提出)のみで構いません。

7. お見込みのとおりです。

質 疑 応 答 書

件 名 ネットワークパソコン賃貸借（その2）

質問事項

1. 落札後締結する賃貸借契約書について、弊社指定書式を使用することは可能でしょうか。貴市指定書式を使用する場合、賃貸借契約書（案、契約書式・契約条項）を事前に開示頂けますでしょうか。落札後、賃貸借契約書の条項内容について、条項変更等の協議は可能でしょうか。
 2. 契約保証金について、「契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に該当する場合、免除されるとの認識で問題無いでしょうか。問題ない場合以下の点についてご回答願います。
 - ① 「過去2年間」の定義は、「令和8年度」、「令和7年度」、「令和6年度」との認識でよろしいでしょうか。異なる場合、基準日となる日付はいつからいつになりますでしょうか。
 - ② 「種類及び規模をほぼ同じくする」の定義について、「種類＝賃貸借」、「規模をほぼ同じくする＝本件契約金額の8割以上」との認識で問題無いでしょうか。
 - ③ 「契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて、誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」について、過去2年間（①にてご回答頂いた期間）の内に、賃貸借契約を締結しているもの（賃貸借期間満了はしていない）が対象との認識で問題無いでしょうか。もしくは、過去2年間の内に、仕様書等に記載された賃貸借契約期間を満了している必要があるという意味でしょうか。
 - ④ 提出書類は契約書のコピー（2件）を提出するとの認識でよろしいでしょうか。
 - ⑤ 上記を満たした場合、契約保証金全部の納付免除を受けられるとの認識でよろしいでしょうか。
 3. 再委託について、対象物件の納入設置、返却、交換作業、保守、維持管理等について、納入業者又は製造メーカーに再委託することは問題ないとの認識でよろしいでしょうか。また、上記再委託内容に関して、再委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。
 4. 納期について、今後のコロナウィルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、弊社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。
-

-
5. 保守に関し、機器に付帯するメーカーパック保守（機器購入時に付帯するサポートパック等）の履行については、受注者側の責任は無いとの認識でよろしいでしょうか。
 6. 動産総合保険の加入対象は機器のみであり、ソフトウェアや役務等には付保しないでよろしいでしょうか。
 7. リース会社が機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合責任及び物品引渡し後の危険負担責任はリース会社にはない、との認識でよろしいでしょうか。
 8. 万一の想定となりますが、リース会社に責のない何らかの理由により、契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、貴市にその金額をご負担して頂けますでしょうか。
-

回 答

1. 契約書は市の書式となります。契約書式については公開しておりませんが、契約約款については市HPに掲載している「三郷市賃貸借契約約款【固定資産税賃借人負担なし】」になります。
契約書、仕様書及び約款に定めのない事項、又は契約の履行について疑義が生じた場合につきましては、協議の上決めることとします。
 2. お見込みのとおりです。市HPに掲載している「契約保証金について」をご確認ください。
 - ①お見込みのとおりです
 - ②お見込みのとおりです
 - ③過去 2 年間の内に、仕様書等に記載された賃貸借契約期間を満了している必要があります
 - ④お見込みのとおりです
 - ⑤お見込みのとおりです
 3. 納入業者または製造メーカーが機器設置等の作業をすることは問題ありません。再委託に該当しないため、必要書類はありません。
 4. 現在の状況を鑑み、双方の責に帰すことが出来ない事由による遅延のときには、双方協議の上、定めるものとします。
 5. お見込みのとおりです。
 6. お見込みのとおりです。
 7. お見込みのとおりです。
-

8. 賃借人の責に基づいた契約不履行においては、賃貸借約款第15条第2項及び第3項に示す通りです。

質 疑 応 答 書

件 名 ネットワークパソコン賃貸借（その2）

質問事項

1. 昨今のA I 需要増加に伴う市場全体の供給逼迫により、I C T関連機器の納期が不安定な状況となっております。受注者の責に帰せず、本件に起因して万一納期調整が乗じた場合、納期遅延に伴うペナルティ（違約金、指名停止）について、免除いただくことは可能でしょうか。
2. 納品後1年間の引き取り修理保証以外の保守は、契約に含まないということでしょうか。

回 答

1. 現在の状況を鑑み、双方の責に帰すことが出来ない事由による遅延のときには、双方協議の上、定めるものとします。
 2. お見込みのとおりです。
-